

愛知県公立学校（名古屋市を除く。）における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の実施状況について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画の令和2年度における実施状況を以下のとおり公表します。

1 実施状況

(1) 女性教職員の管理的地位への積極的な登用

- ・ 関係機関や所属長が参加する会議や研修会等において現状を周知し、積極的な女性登用について機会あるごとに説明、依頼し、優秀な女性教職員の人材確保に努めました。
- ・ 管理職を対象とした会議や研修会等において、管理職員の意識改革を促進するとともに、学校運営に関する研修への女性教職員の積極的な参加の呼びかけを行いました。

(2) 教職員の多忙化解消への対策

- ・ 平成29年3月に策定した「教員の多忙化解消プラン」に基づき、長時間労働の是正や業務改善等の取組を推進しました。

教員の在校時間の長時間化の是正に向けては、引き続き平成30年9月に策定した部活動の指導ガイドラインに基づき、部活動に係る適切な活動時間や休養日の設定を行うほか、県立学校における夏季休業中の学校閉庁日の設定、開錠時間・施錠時間の設定を行いました。

「教員の多忙化解消プラン」が令和2年度末で計画期間を終了することから、10月にフォローアップ会議を開催し、取組全体の総括をとりまとめ、Web ページで公開しました。令和3年度以降は、あらたに定めた「愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針」に基づいて、学校における働き方改革に関する取組を推進します。

- ・ 令和3年度から県立学校に教員用タブレット端末による出退勤管理システムを整備しました。今後、集計結果等を活用し、教員の負担軽減・多忙化解消を図ります。
- ・ 関係機関や所属長が参加する会議において、多忙化解消へ向けた取組の実施について呼びかけるとともに、多忙化解消が職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進につながり、女性の活躍が推進されるよう意識改革を図りました。
- ・ 研修会等において、女性の活躍推進と職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライ

フ・バランス)の推進について周知するとともに、各学校へ年次休暇の計画的使用の促進と時間外勤務の縮減に向けた取組が行われるよう周知し、意識向上を図りました。

(3) 育児に係る休暇等の制度の周知徹底

- ・ 出産・育児に係る休暇等の制度について、子の出生、成長段階に応じて計画的に取得できるよう取得例を示した資料やポスターを活用し、各学校において掲示等により職員へ周知し、取得の促進に努めました。

また、育児休業制度や教職員の育児体験談等を掲載した「教職員の子育てサポートブック」や子どもの出生時における父親の休暇や子育てに関する経済的な給付についてわかりやすくまとめた「働く父親のためのハンドブック」について情報提供し、これらも活用して、職業生活と家庭生活の両立支援について推進するよう努めました。

さらに、教員採用選考試験に関する Web ページに、本計画を掲載し、愛知県公立学校の教員を目指す方に対して、教職員が仕事と育児などの家庭生活を両立できるよう環境整備を進めるとともに、女性教職員の活躍の推進に取り組んでいることを積極的に発信しました。

- ・ 管理職を対象とした会議や研修会等において、管理職員の意識改革を促進するとともに、制度の周知徹底を図り、所属教職員に対し休暇等の取得促進の啓発を依頼し、職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を推進しました。
- ・ 「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」を踏まえ、職員に、上司・同僚からの妊娠、出産、育児又は介護に関する言動により当該職員の就業環境を害することがないように防止措置を講じることについて周知し、意識向上を図るとともに、ハラスメントに関する相談内容について把握するよう努めました。

2 数値目標の実績

項目	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和2年度まで 目標数値
管理的地位にある職員に占める女性教職員の割合（新たに登用した女性教職員数）	17.5% (150人)	18.6% (254人)	20.2% (365人)	21.7% (431人)	23.8% (626人)	17%以上 (350人)
男性教職員の育児に係る休暇等の取得割合	65.0%	71.6%	66.3%	80.7%	79.7%	100%

【平成28年度～令和元年度の取組状況】

○令和元年度の取組状況

1 実施状況

(1) 女性教職員の管理的地位への積極的な登用

- ・ 関係機関や所属長が参加する会議や研修会等において現状を周知し、積極的な女性登用について機会あるごとに説明、依頼し、優秀な女性教職員の人材確保に努めました。
- ・ 管理職を対象とした会議や研修会等において、管理職員の意識改革を促進するとともに、学校運営に関する研修への女性教職員の積極的な参加の呼びかけを行いました。

(2) 教職員の多忙化解消への対策

- ・ 平成29年3月に策定した「教員の多忙化解消プラン」に基づき、長時間労働の是正や業務改善等の取組を推進しました。

教員の在校時間の長時間化の是正に向けては、引き続き平成30年9月に策定した部活動の指導ガイドラインに基づき、部活動に係る適切な活動時間や休養日の設定を行うほか、県立学校における夏季休業中の学校閉庁日の設定、開錠時間・施錠時間の設定を行いました。

「教員の多忙化解消プラン」の点検を行うフォローアップ会議については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりましたが、取組全体の成果や課題をとりまとめ、Web ページで公開しました。

- ・ 関係機関や所属長が参加する会議において、多忙化解消へ向けた取組の実施について呼びかけるとともに、多忙化解消が職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進につながり、女性の活躍が推進されるよう意識改革を図りました。
- ・ 研修会等において、女性の活躍推進と職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進について周知するとともに、各学校へ年次休暇の計画的使用の促進と時間外勤務の縮減に向けた取組が行われるよう周知し、意識向上を図りました。

(3) 育児に係る休暇等の制度の周知徹底

- ・ 出産・育児に係る休暇等の制度について、子の出生、成長段階に応じて計画的に取得できるよう取得例を示した資料やポスターを活用し、各学校において掲示等により職員へ周知し、取得の促進に努めました。

また、育児休業制度や教職員の育児体験談等を掲載した「教職員の子育てサポー

トブック」や子どもの出生時における父親の休暇や子育てに関する経済的な給付についてわかりやすくまとめた「働く父親のためのハンドブック」について情報提供し、これらも活用して、職業生活と家庭生活の両立支援について推進するよう努めました。

さらに、教員採用選考試験に関する Web ページに、本計画を掲載し、愛知県公立学校の教員を目指す方に対して、教職員が仕事と育児などの家庭生活を両立できるような環境整備を進めるとともに、女性教職員の活躍の推進に取り組んでいることを積極的に発信しました。

- ・ 管理職を対象とした会議や研修会等において、管理職員の意識改革を促進するとともに、制度の周知徹底を図り、所属教職員に対し休暇等の取得促進の啓発を依頼し、職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を推進しました。
- ・ 「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」を踏まえ、職員に、上司・同僚からの妊娠、出産、育児又は介護に関する言動により当該職員の就業環境を害することがないように防止措置を講じることについて周知し、意識向上を図るとともに、ハラスメントに関する相談内容について把握するよう努めました。

○平成30年度の取組状況

1 実施状況

(1) 女性教職員の管理的地位への積極的な登用

- ・ 関係機関や所属長が参加する会議や研修会等において現状を周知し、積極的な女性登用について機会あるごとに説明、依頼し、優秀な女性教職員の人材確保に努めました。
- ・ 管理職を対象とした会議や研修会等において、管理職員の意識改革を促進するとともに、学校運営に関する研修への女性教職員の積極的な参加の呼びかけを行いました。

(2) 教職員の多忙化解消への対策

- ・ 平成29年3月に策定した「教員の多忙化解消プラン」に基づき、平成29年度に引き続き長時間労働の是正に向けた具体的な取組を実践する検証校（平成29年度：小・中・高各1校、平成30年度：県立学校3校、1市町村）を設定し、業務改善の取組を実施するとともに、その取組内容をまとめた「業務改善の手引」を平成31年3月に作成して市町村教育委員会、市町村立小中学校、県立学校に配付しました。

「教員の多忙化解消プラン」に基づく取組全体については、フォローアップ会議の開催により、進捗状況の点検を行いました。

また、平成30年9月に、部活動をより効果的で持続可能なものとするため、部活動指導ガイドラインを策定しました。

- ・ 関係機関や所属長が参加する会議において、多忙化解消へ向けた取組の実施について呼びかけるとともに、多忙化解消が職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進につながり、女性の活躍が推進されるよう意識改革を図りました。
- ・ 研修会等において、女性の活躍推進と職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進について周知するとともに、各学校へ年次休暇の計画的使用の促進と時間外勤務の縮減に向けた取組が行われるよう周知し、意識向上を図りました。

（3）育児に係る休暇等の制度の周知徹底

- ・ 出産・育児に係る休暇等の制度について、子の出生、成長段階に応じて計画的に取得できるよう取得例を示した資料やポスターを活用し、各学校において掲示等により職員へ周知し、取得の促進に努めました。

また、育児休業制度や教職員の育児体験談等を掲載した「教職員の子育てサポートブック」や子どもの出生時における父親の休暇や子育てに関する経済的な給付についてわかりやすくまとめた「働く父親のためのハンドブック」について情報提供し、これらも活用して、職業生活と家庭生活の両立支援について推進するよう努めました。

さらに、教員採用選考試験に関する Web ページに、本計画を掲載し、愛知県公立学校の教員を目指す方に対して、教職員が仕事と育児などの家庭生活を両立できるよう環境整備を進めるとともに、女性教職員の活躍の推進に取り組んでいることを積極的に発信しました。

- ・ 管理職を対象とした会議や研修会等において、管理職員の意識改革を促進するとともに、制度の周知徹底を図り、所属教職員に対し休暇等の取得促進の啓発を依頼し、職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を推進しました。
- ・ 「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」を踏まえ、職員に、上司・同僚からの妊娠、出産、育児又は介護に関する言動により当該職員の就業環境を害することがないように防止措置を講じることについて周知し、意識向上を図るとともに、ハラスメントに関する相談内容について把握するよう努めました。

○平成29年度の取組状況

1 実施状況

(1) 女性教職員の管理的地位への積極的な登用

- ・ 関係機関や所属長が参加する会議や研修会等において現状を周知し、積極的な女性登用について機会あるごとに説明、依頼し、優秀な女性教職員の人材確保に努めました。
- ・ 管理職を対象とした会議や研修会等において、管理職員の意識改革を促進するとともに、学校運営に関する研修への女性教職員の積極的な参加の呼びかけを行いました。

(2) 教職員の多忙化解消への対策

- ・ 平成29年3月に策定した「教員の多忙化解消プラン」に基づき、長時間労働の是正に向けた具体的な取組を実践する検証校（小・中・高各1校）を設定し、業務改善の取組を実施するとともに、部活動指導ガイドラインの検討を進めました。

「教員の多忙化解消プラン」に基づく取組全体については、フォローアップ会議の開催により、進捗状況の点検を行いました。

また、学校関係者に取組を周知するためのリーフレットを市町村教育委員会、市町村立小中学校、県立学校へ配布するとともに、市町村教育委員会が県教育委員会と連名で保護者に協力を求めるための文書を作成し、市町村教育委員会に配布しました。

- ・ 関係機関や所属長が参加する会議において、多忙化解消へ向けた取組の実施について呼びかけるとともに、多忙化解消が職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進につながり、女性の活躍が推進されるよう意識改革を図りました。
- ・ 研修会等において、女性の活躍推進と職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進について周知するとともに、各学校へ年次休暇の計画的使用の促進と時間外勤務の縮減に向けた取組が行われるよう周知し、意識向上を図りました。

(3) 育児に係る休暇等の制度の周知徹底

- ・ 出産・育児に係る休暇等の制度について、子の出生、成長段階に応じて計画的に取得できるよう取得例を示した資料やポスターを活用し、各学校において掲示等により職員へ周知し、取得の促進に努めました。

また、育児休業制度や教職員の育児体験談等を掲載した「教職員の子育てサポートブック」や子どもの出生時における父親の休暇や子育てに関する経済的な給付についてわかりやすくまとめた「働く父親のためのハンドブック」について情報提供し、これらも活用して、職業生活と家庭生活の両立支援について推進するよう努めました。

さらに、教員採用選考試験に関する Web ページに、本計画を掲載し、愛知県公立学校の教員を目指す方に対して、教職員が仕事と育児などの家庭生活を両立できるよう環境整備を進めるとともに、女性教職員の活躍の推進に取り組んでいることを積極的に発信しました。

- ・ 管理職を対象とした会議や研修会等において、管理職員の意識改革を促進するとともに、制度の周知徹底を図り、所属教職員に対し休暇等の取得促進の啓発を依頼し、職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を推進しました。
- ・ 「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」を踏まえ、職員に、上司・同僚からの妊娠、出産、育児又は介護に関する言動により当該職員の就業環境を害することがないように防止措置を講じることについて周知し、意識向上を図るとともに、ハラスメントに関する相談内容について把握するよう努めました。

○平成 28 年度の取組状況

1 実施状況

(1) 女性教職員の管理的地位への積極的な登用

- ・ 関係機関や所属長が参加する会議や研修会等において現状を周知し、積極的な女性登用について機会あるごとに説明、依頼し、優秀な女性教職員の人材確保に努めました。
- ・ 管理職を対象とした会議や研修会等において、管理職員の意識改革を促進するとともに、学校運営に関する研修への女性教職員の積極的な参加の呼びかけを行いました。

(2) 教職員の多忙化解消への対策

- ・ 教員の多忙化解消に向けた取組内容について検討を行うため、「教員の多忙化解消プロジェクトチーム」を平成 28 年 5 月に設置し、「長時間勤務の実態把握の在り方」、「学校マネジメントの在り方」、「部活動指導の在り方」の三つの視点から、教員の多忙化解消に向けた有効かつ具体的な対策について検討を行い、平成 28 年 11 月に提言を受けました。

この提言の内容を踏まえ、平成 29 年 3 月に愛知県教育委員会として「教員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスに十分配慮し、各教員が健康的に教育活動に従事できる環境を整えていくことは、学校設置者の責務であり、質の高い教育を持続的に行っていくための基盤である」という基本的な考え方の下、教員の長時間労働の是正に向けた具体的な取組を進めていくための『教員の多忙化解消プラン』を策定しました。

- ・ 関係機関や所属長が参加する会議において、同プランの周知に努め、多忙化解消

へ向けた取組の実施について呼びかけるとともに、多忙化解消が職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進につながり、女性の活躍が推進されるよう意識改革を図りました。

- ・ 研修会等において、女性の活躍推進と職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進について周知するとともに、各学校へ年次休暇の計画的使用の促進と時間外勤務の縮減に向けた取組が行われるよう周知し、意識向上を図りました。

（３）育児に係る休暇等の制度の周知徹底

- ・ 出産・育児に係る休暇等の制度について、子の出生、成長段階に応じて計画的に取得できるよう取得例を示した資料やポスターを作成し、各学校において掲示等により職員へ周知し、取得の促進に努めました。

また、育児休業制度や教職員の育児体験談等を掲載した「教職員の子育てサポートブック」や子どもの出生時における父親の休暇や子育てに関する経済的な給付についてわかりやすくまとめた「働く父親のためのハンドブック」について情報提供し、これらも活用して、職業生活と家庭生活の両立支援について推進するよう努めました。

- ・ 管理職を対象とした会議や研修会等において、管理職員の意識改革を促進するとともに、制度の周知徹底を図り、所属教職員に対し休暇等の取得促進の啓発を依頼し、職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を推進しました。
- ・ 「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」を定めるとともに、上司・同僚からの妊娠、出産、育児又は介護に関する言動により当該職員の就業環境を害することがないよう防止措置を講じることについて規定を整備しました。